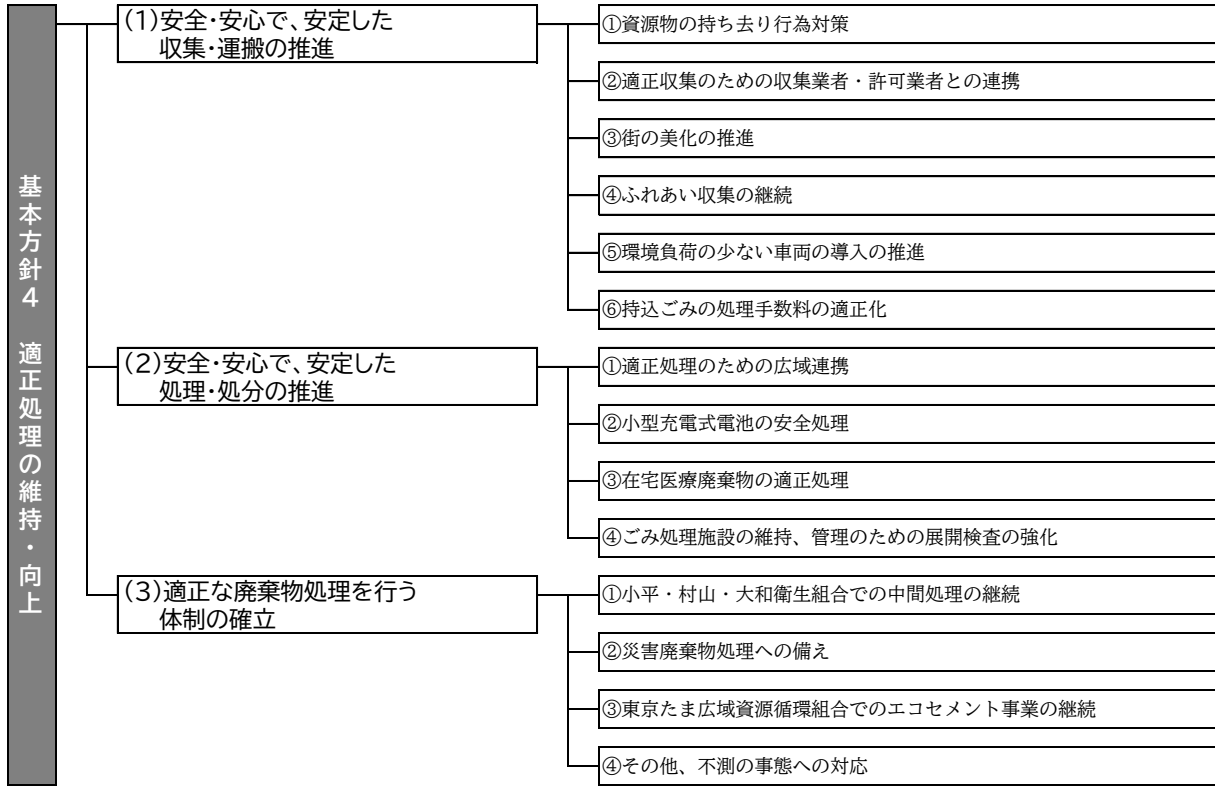
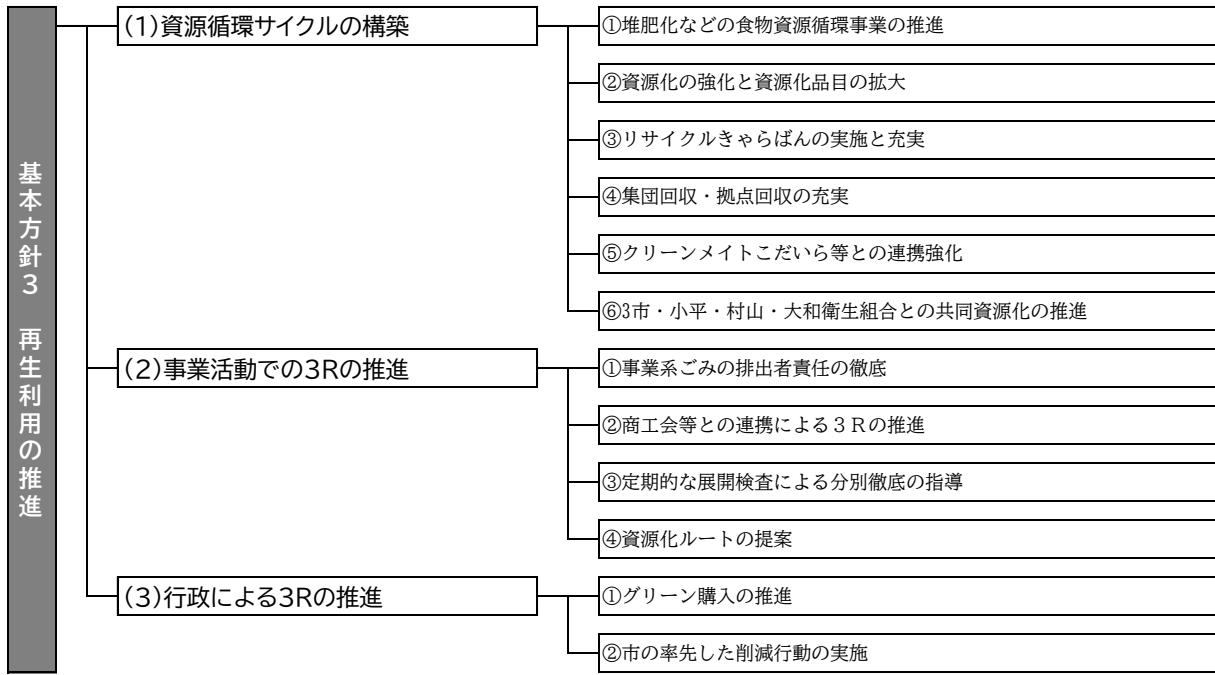


第5章 市が実施する施策

1 施策の体系





2 基本方針1 循環型社会の実現に向けた協働の推進

(1) 環境学習・環境教育の推進

①市の施設を活用した環境学習・環境教育の推進

平成31(2019)年4月に稼働した小平市リサイクルセンターは、各種見学施設やリプレこだいらを併設しています。同じく平成31(2019)年4月に稼働した、小平市、東大和市、武蔵村山市のペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザスリーハーモニー」にも、見学施設が整備されています。

- 小平市リサイクルセンターやエコプラザスリーハーモニーなどの環境施設の見学を通じた環境教育の充実を図ります。
- 施設を常時開放にすることにより、市民や子どもたちの見学の機会の増加を図ります。
- 実際のリサイクル工程を見学できるバックヤードツアーの実施など、市民や子どもたちに興味を持ってもらえる施設見学を工夫して実施します。

②出前授業・出前講座・講習会など市の施設外での環境教育の推進

市では、職員が学校や公民館、イベント会場に出向いて、さまざまな環境教育を実施しています。

- 小学4年生を対象とした出前授業を継続します。
- 環境に関するクイズや収集業者による実際の収集の様子の説明など、市民や子どもたちに興味を持ってもらえるような内容を工夫して実施します。

(2) 分別方法の啓発

①幅広い世代に応じた周知方法の促進

若年層の市民が、資源・ごみの分別や3Rの情報を得やすいように、「小平市ごみ分別アプリ」を作成しています。資源とごみの収集カレンダー、ごみの出し方、指定収集袋の販売店などを地図で検索できるアプリです。

- 「小平市ごみ分別アプリ」の機能の拡充を図ります。
- 公式フェイスブックや公式ツイッター等による情報発信を強化します。【重点】
- 汚れのついたプラスチック製容器包装をどのくらいきれいにすれば分別収集に出せるかなど、動画による分別の説明を検討します。

②カレンダー・パンフレットなどによる排出方法の周知

市民アンケート調査によると、資源・ごみの分別を調べる方法は、一番目が冊

子「資源とごみの出し方パンフレット・収集カレンダー」、二番目が冊子「分別をよりわかりやすく」で、紙媒体による方法が多くなっています。今後も、紙媒体による、よりわかりやすい情報提供に努めます。

- 冊子「分別をよりわかりやすく」の積極的な配布の検討【重点】
- 冊子を用いた効果的な周知方法と冊子の配布方法の検討

③転入者、外国人、高齢者にもわかりやすい表示方法の検討

資源とごみの分別を進めるためには、市民の誰もが理解しやすい表示方法が重要です。外国人向けの外国語版「資源とごみの出し方」パンフレットについては、英語版、中国語版（簡体字、繁体字）、ハングル語版を作成しています。転入者に対しては、転入手続き時に「資源とごみの出し方パンフレット」を配布しています。

- 外国語版「資源とごみの出し方パンフレット」については、他の言語による作成も検討します。
- 住民登録をせずに小平市に居住する学生に小平市の分別ルールを周知するため、不動産会社や大学との連携を検討します。
- パンフレット等に使用する活字は、高齢者や視覚障がい者に配慮した活字を使用します。
- 音訳・点訳版の「資源・ごみの出し方パンフレット」の充実

④イベント等を通じた啓発促進

市民・事業者・市が一体となった環境のイベント「こだいら環境フェスティバル」では、各種展示や資源物のイベント回収、フリーマーケットなどを実施しています。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策をしたうえでの、イベントの開催について検討します。

- イベント会場での分別の実物展示や分別動画の上映【重点】

⑤コロナ禍における感染対策を講じた廃棄物処理

ごみの排出や収集に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた廃棄物処理を行う必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、市民に対して、袋はしっかり縛って封をする、ごみ袋の空気を抜いて出すなどの普及啓発を継続します。
- 委託業者に対しては、手洗いや手指の消毒などの基本的な感染対策の他に、出勤前の体温測定や休憩時間をずらすなど、クラスターを発生させないような対

策について協力を要請します。

(3) 情報共有・連携

①協定団体との連携強化

3 R推進のため、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、また株式会社ジモティーとの協定を締結しました。

- セブン-イレブンとのペットボトルの店頭回収や、てまえどりポップの掲示連携の拡大
- ジモティーによる不要となった物の再利用を促し、今後の施策強化を模索【重点】

②意識向上のための情報提供

3 Rを推進するためには、市民・事業者・市が情報を共有し、協働して取り組む必要があります。そのため、市は市民や事業者に対して次のような情報提供に取り組めます。

- 毎年の資源量やごみ量、一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況などを公表します。
- 多摩地域における小平市の順位などを公表します。
- 市民が排出した資源が、具体的にどのように再利用されているかを公表します。
- 家庭ごみ有料化による収入と使い道について公表します。

③拡大生産者責任の拡充の要請

循環型社会を実現するためには、そもそも、生産、販売段階でごみになるものを出さないことが重要です。事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3 Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

- 拡大生産者責任に基づいて製造事業者や販売事業者（スーパー、薬局など）との協働を推進します。
- 市内の事業者（小売店舗等）に対して、資源物の店頭自主回収をはじめ、レジ袋や過剰包装の削減、ばら売りや量り売りなど3 R推進に向けた取組の実施に向けた働きかけを行います。
- 3 R推進に向けた取組を行う事業者（小売店舗等）を認定する「エコショップ こだいら（3 R推進協力店）」制度の拡充や市民へ広く広報する仕組を検討します。【重点】

④資源やごみの排出実態の把握強化

資源やごみに関する施策を立案する上で、資源やごみの排出実態を把握することが必要です。市では、重要施策の検討に際してはごみ組成分析調査を、一般廃棄物処理基本計画の改定時には市民アンケート調査を実施しています。引き続きこれらの調査を活用して、資源やごみの排出実態の把握に努めます。

- 資源やごみ質の多角的な検証を実施します。例えば、資源やごみ質は地域別特色もあることから、地域別での調査方法を研究します。

⑤廃棄物減量等推進審議会による点検・検証・見直し

廃棄物減量等推進審議会では、市民、事業者、学識経験者などの様々な視点から、ごみ減量・資源化に向けたあり方など小平市の施策について審議し、答申を行っています。

- 市の施策の方向性や重要事業の内容に関しては、廃棄物減量等推進審議会に審議などを求め、より良い施策のあり方などを検討します。
- 本計画の進捗状況等については、毎年の廃棄物減量等推進審議会に報告し、計画の改定時等には、計画のあり方や重要施策についての審議を求めます。

3 基本方針2 発生抑制・再使用の推進

(1) ごみをださない生活の推進

①食品ロス削減の推進

「第8章 食品ロス削減推進計画」参照。

- 食品ロス削減推進計画に基づいた施策の実行

②マイバックなどによる袋削減の推進

令和2(2020)年7月、プラスチック袋有料化が導入され、プラスチック袋を辞退する人が増えています。引き続き、プラスチック袋の削減を推進するための取組を推進します。

- ビン・カンなどの排出時にカゴ出しを実施することで、排出用のプラスチック袋を削減

③粗大ごみ減量施策の推進

リプレこだいらでは、家庭から収集した粗大ごみや放置自転車のうち、再利用できる物について、小平市シルバー人材センターが修理し、展示・販売を行って

います。また、木製家具や自転車の修理を行っています。引き続き、これらの事業を継続します。また、令和4(2022)年7月、ジモティーと協定を締結し、まだ使用可能な粗大ごみに関してはジモティーを用いて、リユースに誘導する取組を実施しています。

- ジモティーとの連携拡大の研究【重点】

④生ごみ処理機器補助金の推進

ごみ減量を推進するためには、燃やすごみの中で最も多い割合を占める生ごみの減量が必要です。

- より多くの市民が参加できるよう、食物資源（生ごみ）処理機器の購入費補助制度を幅広く周知します。
- 食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を実施します。
- ごみとして出す際の水切りを徹底し、ごみの減量を啓発します。

(2) モノの再使用の促進

①リユースサイト・事業者との連携強化

リユースについては、リサイクルショップやレンタルサービスの他に、インターネットで個人が物を売ったり買ったりできるフリマサイトの市場が拡大しています。また、自治体とリユース業者が連携して、粗大ごみのリユースを促進する事例もあります。

- リユースについて、民間事業者との連携のさらなる拡大を検討します。

②リユース食器の活用

ごみを出さないイベントを実現するために、市内で行われるイベント、行事等を実施する市民の団体、グループなどに対して、洗って繰り返し使えるリユース食器・容器を貸し出しています。

- リユース食器の貸し出しを継続するとともに、認知度向上のための普及啓発を行います。

4 基本方針3 再生利用の推進

(1) 資源循環サイクルの構築

①堆肥化などの食物資源循環事業の推進

食物資源循環事業は、家庭から出る生ごみを専用容器で分別収集し、堆肥化を

する事業で、令和3(2021)年度には1,248世帯が参加しています。また、生ごみの自家処理の支援のために、食物資源(生ごみ)処理機器の購入費補助制度、食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を実施しています。

- 食物資源循環事業について制度の周知に努めます。
- 回収方法や堆肥化方法など、よりよい手法について検討します。
- できた堆肥については、公園、公共施設の花壇、農園等での使用など、環境学習での活用を図ります。

②資源化の強化と資源化品目の拡大【重点】

市では、資源物の分別収集、集団回収、拠点回収など、品目の特性に応じてさまざまな資源化を実施しています。令和元(2019)年度には、リサイクルセンターにおいて、陶磁器食器や廃食油、小型家電等の常時回収を開始しました。

- 古紙については、ごみとして捨てられている割合の高い、雑がみの回収について普及啓発を強化します。
- プラスチック製容器包装については、分別の徹底とプラスチック製容器包装の排出方法について普及啓発を強化します。
- 既存の資源化品目の資源化を強化するとともに、新たな品目の資源化についても情報を収集し、調査・研究を進めます。

③リサイクルきゃらぼんの実施と充実

陶磁器食器、小型家電、未利用食品、廃食油、牛乳パック、雑貨を、年4回のペースで、あらかじめ日時と場所を決めて回収する「リサイクルきゃらぼん」を実施しています。

- 既存品目の資源回収については引き続き継続し、実施日の増加や回収拠点の拡充など、市民の利便性を向上する対策について検討します。
- 資源化を巡る状況などに応じて、新たな資源化品目について検討します。

④集団回収・拠点回収の充実

集団回収とは、自治会、子ども会、マンション管理組合など地域団体が主体となって、行政に頼らず自主的な資源回収をする制度です。市では、集団回収を地域コミュニティの醸成の場としての意味を持つと捉え、行政回収に優先するものと位置づけています。

- 集団回収の実施を、集合住宅や自治会に働きかけます。
- 資源価格の変動など、集団回収を巡る状況の変化を研究し、よりよい手法を模索します。

⑤クリーンメイトこだいら等との連携強化

廃棄物減量等推進員は、「クリーンメイトこだいら」を愛称に、地域の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、マイバッグキャンペーンや不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動を実施しています。

- 地域に根ざしたクリーンメイトこだいらの特性を生かしながら連携を強化し、活動の継続と充実を図ります。【重点】
- ごみ減量・資源化に向けた新たな視点による施策を導入するため、幅広い年齢層の市民との協働を検討します。

⑥3市・小平・村山・大和衛生組合との共同資源化の推進

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と共同で「3市共同資源化事業基本構想」を策定し、平成31(2019)年4月には、ペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザ スリーハーモニー」を稼働しました。引き続き、3市による共同資源化を継続します。

- 構成3市と小平・村山・大和衛生組合のさらなる共同資源化の協議を継続します。

(2) 事業活動での3Rの推進

①事業系ごみの排出者責任の徹底

事業者は、その事業活動に伴って生じた資源・ごみについては、自らの責任で適正に処理をする自己処理が原則です。また、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

②商工会等との連携による3Rの推進

市内業者の窓口である商工会を介し、3Rの推進を図ります。

- 商工会を通じて会員宛てに定期的に3R推進の案内を送付してもらうよう要請します。

③定期的な展開検査による分別徹底の指導

事業系ごみに混入している資源物を減らすため、小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみについては、開封して分別に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査による分別指導の強化【重点】

④資源化ルートの提案

ごみとして処分するよりも有益なりサイクル業者への搬入ルートを提案し、また、企業イメージ等が向上することもあわせて案内します。

- 小規模事業者にも合致したりサイクルルートの提案を模索します。

(3) 行政による3Rの推進

①グリーン購入の推進

物品やサービスを購入する際に、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン購入と言います。市では、地球の環境に配慮した物品の購入を推進します。

- グリーン調達 of 積極的な活用を推進します。

②市の率先した削減行動の実施

- 資源とごみの減量について、職員向けの情報提供を行い、ごみ減量に配慮する意識の高い職員の養成に取り組みます。

5 基本方針4 適正処理の維持・向上

(1) 安全・安心で、安定した収集・運搬の推進

①資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。市は条例を改正し、平成25(2013)年から持ち去り行為を禁止しています。

- 職員による資源物持ち去りパトロールの実施、持ち去り禁止の看板設置などにより、持ち去り防止に努めます。
- クリーンメイトこだいらと協働して、持ち去り行為に対応します。
- 警察や自治会などの地域関係団体との連携について検討します。

②適正収集のための収集業者・許可業者との連携

未分別のごみや処理困難物について、適正な収集業務を継続します。

- 収集委託業者と定期的な連絡会を開催し、連携を図ります。【重点】
- 収集業務に支障が生じるような事態においては、事前に収集業者と連携を図り、適正な収集業務の維持に努めます。

③街の美化の推進

令和4年6月1日に「小平市まちの環境美化条例」を施行しました。

- 市民や市内に居る人の一人ひとりが、街を清潔にすることを自覚し、地域の環境美化活動に協力することを促すための普及啓発を行います。
- 毎年5月30日以降の最初の日曜日をごみゼロデー、毎年10月1日から7日までをみんなでまちをきれいにする週間と定めます。
- 市内6駅周辺を環境美化推進重点地区とし、禁止事項の行為者への指導を行うため指導員を設置します。
- クリーンメイトこだいらによる排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。【重点】
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。

④ふれあい収集の継続

高齢化社会の進行に伴って、集積所へのごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されます。

- 高齢者や障がい者など、集積所へのごみ出しが困難な世帯への支援のため、一定の要件を満たしている場合に、玄関先などからの収集を行うふれあい収集を継続します。
- ふれあい収集は安否確認を兼ねて実施し、対象世帯から一定期間ごみが出ていないときなどには、福祉部門と連携して対応します。

⑤環境負荷の少ない車両の導入の推進

地球温暖化防止の観点から、委託業者及び許可業者に対して、天然ガス車やハイブリッド車など、温室効果ガスの排出量の少ない車両の導入を働きかけます。

- 高額な費用がかかることから、引き続き近隣市の導入状況等を研究していきます。

⑥持込ごみの処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料は排出者責任を明確にし、処理の実費相当分を負担することが妥当であることから、令和5年4月より改定される予定です。

- 引き続きごみ処理手数料については、適正な処理手数料となるよう検証し、定期的な見直しを継続します。

(2) 安全・安心で、安定した処理・処分の推進

①適正処理のための広域連携

多摩地域では、焼却施設の更新時には、必要に応じて他自治体の施設に処理を依頼する広域支援を行っています。現在、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の整備に際しては、燃やすごみの一部を近隣自治体で処理しています。今後も、安定的な処理を継続するため、多摩地域における広域支援の枠組みを維持します。

- 今後も他市との情報共有を図り、円滑な対応に努めます。

②小型充電式電池の安全処理

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などの小型充電式電池がごみに混入すると、発火によりごみ収集車やごみ処理施設における火災の原因になります。

- 小型充電式電池は、市の施設及びリサイクル協力店で回収します。
- 市の施設及びリサイクル協力店で回収できることを、市民に対して普及啓発していきます。
- より安全な収集及び処分方法について、研究していきます。
- 市民に対して、安全な排出方法を啓発していきます。【重点】

③在宅医療廃棄物の適正処理

進展する高齢化社会に対応するため、医療機関や薬局などと連携しながら、在宅医療廃棄物の適正処理に努めます。

- 協定に基づき、排出ルートを確保したうえで、適正な排出方法を啓発していきます。

④ごみ処理施設の維持、管理のための展開検査の強化

ごみに不適切なものが混入すると、ごみ処理施設を痛めたり、ごみ処理施設が停止する原因になったりしますので、搬入されたごみについては、開封して分別

に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査の回数を増やすなど、展開検査の強化を行います。
- 排出事業者への分別徹底の指導を行います。

(3) 適正な廃棄物処理を行う体制の確立

①小平・村山・大和衛生組合での中間処理の継続

中間処理については、施設整備を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、施設整備を進めながら、小平・村山・大和衛生組合において行います。【重点】
- 現在のごみ焼却施設は老朽化・旧式化していることから、令和7年10月から稼働に向けて、新しいごみ焼却施設を整備します。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装の中間処理は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（エコプラザスリーハーモニー）で行います。
- ビン、カン等の中間処理は小平市リサイクルセンターで行います。

②災害廃棄物処理への備え

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、災害廃棄物が多量に発生します。災害廃棄物の処理については、「第7章 災害廃棄物処理計画」に基づいて実施します。

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を推進します。【重点】

③東京たま広域資源循環組合でのエコセメント事業の継続

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場での最終処分を行います。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。
- 燃やさないごみ・粗大ごみ破碎残さについては、埋め立てゼロを継続します。

④その他、不測の事態への対応

大規模災害以外にも、不測の事態による中間処理施設の稼働停止に対応するた

め、近隣自治体や東京都と連携して、広域支援体制を維持します。

- 様々な状況に対応し、処理・処分の継続に努めます。